

『新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金』の募集について

1. 奨学金の名称 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金

2. 支給額等 5万円（給付型奨学金）（1000人程度を予定）

3. 申込資格

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変を受け、今後の修学を継続することが困難であると認められる学生で、次の①～⑤のいずれかに該当する者。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる学資負担者が会社の倒産、解雇等により失職した者（定年や自己の意思で退職した場合を除く。）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる学資負担者の収入が減少した者
- ③ 家賃を含めた生活費の半分以上をアルバイト収入により賄っている者で、その収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した者
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により著しく支出が増大した者
- ⑤ その他特別な事情があると認められる者

ただし、次のア)～ウ) に該当する者は申請できません。

ア) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生・特別研究学生（交換留学生）等の非正規生

イ) 日本学術振興会特別研究員、国費留学生、外国政府派遣留学生、JICA 長期研修員留学生

ウ) 申請時点で月額5万円以上の給付型奨学金を受給している者

4. 申請書類

① 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金申請書・経済状況等申告書

② 申込資格の①～④を証明できる書類（コピー可）

例：主たる学資負担者の離職票（ハローワーク）、廃業届受理証明（市区町村）など

主たる学資負担者若しくは本人（アルバイトを行っている場合）の所得課税証明書、市県民税課税決定通知書、源泉徴収票、給与明細書など（令和2年度分（2019年1月～12月）、令和3年度分（2020年1月～12月）の2種類）

外国人留学生は、本人の所得課税証明書、市県民税課税決定通知書、源泉徴収票、給与明細書など（令和2年度分（2019年1月～12月）、令和3年度分（2020年1月～12月）の2種類）

③ 振込先の通帳のコピー（写真のプリントでも可）

- ・普通預金口座であること。
- ・休眠口座でないこと。
- ・申請した銀行口座の「金融機関名」「支店名」「口座名義」「口座番号」が鮮明に見えるように銀行口座の通帳の見開きのページ全体が写っていること。
- ・キャッシュカードのコピーは不可。
- ・通帳のコピーが不鮮明で、判別できない場合などは振込みができない場合がありますので、注意してください。

5. 返 還

不 要 但し、申請内容及び証拠書類に虚偽等があった場合は、全額返還を求める
ことがあります。

6. 申 込 締 切

令和3年6月30日（水） 必着

7. 提 出 方 法

持参又は郵送

〔持参〕申請書類を封筒に入れて、愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課「新型
コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」専用提出ボックス
（図書館1階西側）へ提出

〔郵送〕申請書類をレターパックライトで以下あて郵送

〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学教育学生支援部内「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援
（給付型）奨学金担当」

8. 決 定 方 法

申請書類をもとに学長が総合的に判断し、決定します。

なお、支給決定にあたっては、申請内容についてヒアリングを実施することがあ
ります。

9. 結 果 通 知

決定後、修学支援システムメッセージで通知します。7月下旬頃の予定。

なお、不採用の理由等についての問い合わせには応じられません。

10. 支 給 方 法

決定後、速やかに振込により支給します。8月上旬頃の予定。

11. 問 い 合 わ せ 先

問い合わせはメールでのみ受け付け、電話・窓口対応は行いません。また、回答
には時間を要する場合があります。

問い合わせの際、メールの件名を「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給
付型）奨学金」と記載ください。

教育学生支援部「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」

担当：kinkyu@stu.ehime-u.ac.jp